

平成 16 年 8 月 24 日

各 位

会社名 株式会社共立メンテナンス  
代表者名 代表取締役社長 石塚晴久  
(コード番号 9616 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 上田卓味  
(TEL 03-5295-7778)

## 第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 8 月 24 日開催の取締役会において、第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- 社債の名称 株式会社共立メンテナンス第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)
- 社債の発行価額 額面 100 円につき金 100 円
- 新株予約権の発行価額 本社債に付される新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)は無償にて発行する。
- 新株予約権の発行価額の算定理由(無償の理由) 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅する。かかる本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、さらに本新株予約権の理論的な経済価値と、本新株予約権が付されそれと一体化した本社債としての利率(上限年 0.1%)、発行価額、その他の発行条件により当社が得る理論的な経済的価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。
- 払込期日 平成 16 年 9 月 9 日(木)
- 募集に関する事項
  - 募集の方法 一般募集
  - 発行価格(募集価格) 額面 100 円につき金 102.5 円
  - 募集開始日 平成 16 年 9 月 3 日(金)
  - 申込期日 平成 16 年 9 月 8 日(水)
  - 引受証券会社 大和証券エスエムピーシー株式会社(代表)、日興シティグループ証券株式会社、野村証券株式会社、三菱証券株式会社、SMBC フレンド証券株式会社、新光証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社および UFG つばさ証券株式会社を幹事会社とする引受シンジケート団
  - 申込取扱場所 引受証券会社の本店および国内各支店
- 新株予約権に関する事項
  - 新株予約権の目的となる株式の種類および数 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、

ご注意：この文章は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 新株予約権の総数 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5,000個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は100%とする。
- (3) 行使時の払込金額および転換価額 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とする。転換価額は、平成16年9月2日(木)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に1.075を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。ただし、転換価額は本項第(8)号に定めるところに従い調整されることがある。なお、上記計算の結果算出される転換価額が2,028円を下回るときは、本社債の発行を中止する。
- (4) 行使時の払込金額(転換価額)の算定の理由 本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は、平成16年9月2日(木)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に1.075を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げるものとした。
- (5) 新株の発行価額中の資本組入額 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(8)号によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げる。
- (6) 行使請求期間 本社債の社債権者は、平成16年10月1日から平成21年9月29日(第8項第(7)号二に定めるところにより、平成21年9月29日以前に本社債が償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日)までの間(以下、「行使請求期間」という。)、いつでも本新株予約権の行使を請求すること(以下、「行使請求」という。)ができる。ただし、行使請求期間を経過した本新株予約権については行使請求することができない。
- (7) 行使の条件 当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできない。また、本新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。
- (8) 転換価額等の調整 当社は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する(以下、本項により調整された後の転換価額を「調整後転換価額」、調整される前の転換価額を「調整前転換価額」という。)。次式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式数(ただし、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。)をいう。
- $$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当りの発行} \cdot \text{処分株式数} \times \text{処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$
- また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債の発行が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。
- (9) 代用払込に関する事項 商法第341条ノ3第1項第7号および第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

ご注意： この文章は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 消却事由および消却の条件  
当社が第8項第(7)号ニにより本社債を繰上償還する場合においては、本新株予約権の全部を同時に無償で消却する。
- (11) 行使によって交付された株式の配当起算日  
行使請求により交付された当社普通株式に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときには4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 行使請求受付場所  
名義書換代理人事務取扱場所  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (13) 行使請求取次場所  
株式会社三井住友銀行、株式会社東京三菱銀行、みずほ信託銀行株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、大和証券株式会社ほか

8. 社債に関する事項

- (1) 社債の総額 金 50 億円
- (2) 各社債券の金額 金 100 万円の 1 種
- (3) 社債の利率 未定(年 0.0%を仮条件とする。)  
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 16 年 9 月 2 日(木)に決定する。

(4) 利払期日および利払方法

- イ. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成 16 年 9 月 30 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 3 月 31 日および 9 月 30 日に各々その日までの前半か年分を支払う。
- ロ. 利息支払期日が銀行休業日に当たるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ハ. 半年に満たない期間につき利息を計算するときは、半年の日割をもってこれを計算する。
- ニ. 償還期日後は利息をつけない。
- ホ. 第 1 回の利息支払期日後に本新株予約権の行使の効力が発生した本社債については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後は利息をつけない。

(5) 償還期限 平成 21 年 9 月 30 日(水)

(6) 償還価額 額面 100 円につき金 100 円

ただし、繰上償還の場合は本項第(7)号ニに定める価額による。

(7) 償還の方法

- イ. 平成 21 年 9 月 30 日(水)に本社債の総額を償還する。ただし、本社債の買入消却および繰上償還に関しては、本号八ないしに定めるところによる。
- ロ. 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- ハ. 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本新株予約権のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は当該本社債に付された本新株予約権につき、その権利を放棄する。かかる場合、当該本新株予約権は消滅する。
- ニ. 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部を額面 100 円につき次の金額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

償還の行われる日	償還金額
平成 16 年 9 月 10 日から平成 16 年 9 月 30 日まで	額面 100 円につき金 105 円
平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで	額面 100 円につき金 104 円
平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで	額面 100 円につき金 103 円

ご注意：この文章は、当社が第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで	額面 100 円につき金 102 円
平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日まで	額面 100 円につき金 101 円
平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 9 月 29 日まで	額面 100 円につき金 100 円

- ホ. 当社が、本号二の規定により本社債を繰上償還しようとするときは、当社は少なくとも 60 日前に書面により繰上償還をしようとする旨その他必要事項を社債管理会社に通知し、当該償還日に先立つ 30 日以上 60 日以下の期間内に償還および本新株予約権の消却に必要な事項につき公告を行う。
- ヘ. 当社は、本号二の場合を除き、本新株予約権の消却を行わない。
- ト. 当社は、本号二の規定により繰上償還を行う場合で、本号ホに定める公告を行った後は、これを取消することはできない。
- (8) 社 債 券 の 様 式 無記名式利札付とする。
- (9) 担 保 の 有 無 本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
- (10) 財 務 上 の 特 約 「担保提供制限」、「担附切換」および「利益維持」が付されている。
- (11) 取 得 格 付 BBB- (株式会社日本格付研究所)
- (12) 社 債 管 理 会 社 株式会社三井住友銀行(代表)および株式会社東京三菱銀行
- (13) 元 利 金 支 払 場 所 株式会社三井住友銀行、株式会社東京三菱銀行、みずほ信託銀行株式会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、大和証券株式会社ほか
- (14) 登 録 機 関 株式会社三井住友銀行
9. 社債と新株予約権の非分離 商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより、本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
10. 保管振替機構への同意 平成 16 年 8 月 24 日同意書提出。
11. 本社債の利率を年 0.0%とする場合は、第 8 項第(4)号の「利払期日および利払方法」については削除し、第 8 項第(8)号の「社債券の様式」は「無記名式」とし、第 8 項第(13)号の「元利金支払場所」は「償還金支払場所」と読替える。
12. その他本社債発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
13. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意： この文章は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書（ならびに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(ご参考)

## 1. 資金使途

### (1) 調達資金の使途

本社債の手取概算額 4,960 百万円につきましては、設備資金に 3,464 百万円および投融資に 1,496 百万円を充当する予定であります。設備資金につきましては、寮事業及びホテル事業の設備新設等に充当する予定であります。投融資資金につきましては、土地・建物の取得にかかる SPC への匿名組合出資に充当する予定であります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

寮等の増設により、収容能力の増強を図り、収益の確実な成長を見込んでおります。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、市場から調達した資本は株主の皆様から負託されたものと考えておりますので、利益配分につきましては、業績連動・収益対応型配当により株主の皆様へ利益還元をすることが最重要政策の一つと認識しております。

### (2) 配当決定に当たっての考え方

配当金につきましては、目標配当性向 20%を基準に長期にわたり安定して株主の皆様へ報いることを基本スタンスとしております。さらにここ数年増配や株式分割による実質増配により配当性向の向上に努めており、平成 14 年 5 月の 1:1.3 株の株式分割に続き、平成 15 年 5 月に 1:1.1 株の株式分割を実施したうえで、平成 16 年 3 月期においては、1 円増配の年 33 円の普通配当(中間配当 1 株当たり 16 円 00 銭)をさせて頂いております。今後とも株主の皆様への利益還元につきましては、上記目標配当性向 20%をベースとして、安定的な増配を目指す一方でより機動的な利益還元策も追求してまいります。

### (3) 内部留保資金の使途

事業環境の変化に対応した設備投資・新規事業の展開等、将来を見据えた経営政策を的確なタイミングで実施していくために必要な内部留保を行ってまいります。

### (4) 過去 3 決算期間の配当状況

(単体)	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	183.56 円	162.21 円	157.18 円
(株式分割調整後 1 株当たり当期純利益)	(121.09 円)	(147.47 円)	-
1 株 当 たり 年 間 配 当 金	35.00 円(注)	32.00 円	33.00 円
実 績 配 当 性 向	19.1%	18.8%	20.0%
株 主 資 本 当 期 純 利 益 率	9.8%	10.9%	10.5%
株 主 資 本 配 当 率	1.8%	2.0%	2.0%

(注) 各決算期の 1 株当たり当期純利益は、当該決算期の当期純利益を期中平均株式数でそれぞれ除した数値であります。なお、平成 14 年 3 月期より自己株式を資本に対する控除項目としており、また、1 株当たり当期純利益は発行済株式数から自己株式数を控除して算出しております。  
平成 14 年 1 月 18 日開催の取締役会により、平成 14 年 5 月 20 日付で 1 株を 1.3 株に、また平成 15 年 3 月 13 日開催の取締役会により、平成 15 年 5 月 20 日付で 1 株を 1.1 株に株式分割いたしました。株式分割調整後 1 株当たり当期純利益は、当該株式分割が平成 14 年 3 月期及び平成 15 年 3 月期の期首に行われたと仮定した場合の数値であります。

ご注意： この文章は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期末の資本の部合計)で除した数値であります。

平成 14 年 3 月期の 1 株当たり配当額 35 円には、東京証券取引所市場第一部指定による記念配当 5 円を含んでおります。

平成 15 年 3 月期から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)および「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

### 3. その他

#### (1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

#### (2) 潜在普通株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近(平成 16 年 7 月末)の発行済普通株式数に対する潜在普通株式の比率は 17.2%となる見込です。

(注) 潜在普通株式の比率は、今回発行する転換社債型新株予約権付社債がすべて権利行使された場合に交付される普通株式数を直近の発行済普通株式数で除したものです。

予想転換価額 : 2,564 円(平成 16 年 8 月 23 日の東証終値 2,385 円の 107.5%アップ)

発行済普通株式数: 11,341,541 株(平成 16 年 7 月末現在)

#### (3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去 3 決算期間の株価の推移

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	2,730 円	2,390 円	1,730 円	2,100 円
高 値	3,550 円 2,490 円	2,600 円 1,850 円	2,225 円	2,750 円
安 値	2,650 円 2,280 円	1,770 円 1,799 円	1,540 円	2,075 円
終 値	2,300 円	1,800 円	2,100 円	2,385 円

(注) 印は、株式分割権利落後の株価であります。

平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 8 月 23 日現在で表示しております。

過去 3 決算期間の株価収益率および株主資本当期純利益率の推移

(単体)	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期
株 価 収 益 率	12.53 倍	11.10 倍	13.36 倍
株主資本当期純利益率	9.8%	10.9%	10.5%

(注) 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を 1 期前の決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。

各決算期の株主資本当期純利益率は、当該決算期末の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

#### (4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意：この文章は、当社が第 2 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。  
投資を行う際には、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(ならびに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。